

第93回 淡路市議会臨時会提出議案の概要説明書

- 1 条例制定 1件
 (1) 改正条例 1件

議案等番号	件名	所管課
議案第44号	<p>○ 淡路市個人情報保護条例（平成17年淡路市条例第16号）及び淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年淡路市条例第27号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和3年5月19日に公布され、原則同年9月1日から施行される「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年法律第37号）により、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部が改正され、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする規定が新たに設けられる。</p> <p>また、同様に令和3年5月19日に公布され、原則同年9月1日から施行される「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）において、デジタル庁が「番号法」に関することを所掌することが規定され、また、デジタル庁の長は、内閣総理大臣とされたことに伴い、「デジタル庁設置法」の附則においても「番号法」が改正され、「番号法」を所管する省庁及び主務大臣が改められる。</p> <p>これらの改正により、関係する条例に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条による改正（「個人情報保護条例」（平成17年淡路市条例第16号）の一部改正） (1) 「総務大臣」⇒「内閣総理大臣」 (2) 「第19条第7号」⇒「第19条第8号」</p> <p>2 第2条による改正（「淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」（平成27年淡路市条例第27号）の一部改正） 「第19条第10号」⇒「第19条第11号」</p> <p>※ 施行期日 令和3年9月1日</p>	総務課

2 同 意 3件

議案等番号	件 名	所管課
同意第 3号	<p>○ 淡路市副市長の選任につき同意を求める件</p> <p>長濱副市長の任期満了（令和3年8月9日）による後任副市長の選任同意 ※ 後任副市長の任期は、令和3年8月10日から令和7年8月9日までの期間</p>	総 務 課
同意第 4号	<p>○ 淡路市監査委員の選任につき同意を求める件</p> <p>清水委員の任期満了（令和3年8月9日）による後任委員の選任同意 ※ 後任委員の任期は、令和3年8月10日から令和7年8月9日までの期間</p>	総 務 課
同意第 5号	<p>○ 淡路市監査委員の選任につき同意を求める件</p> <p>池本委員の任期満了（令和3年7月31日）による議員のうちから選任される後任委員の選任同意 ※ 後任委員の任期は、市議会選任同意議決後の選任辞令発令の日から令和7年7月31日までの期間</p>	総 務 課